



「令和3年度の夏季手当の支給に関する協定」

令和3年度の夏季手当の支給に関する協定

令和3年度の夏季手当の支給について、労働条件に関する協約（令和2年5月15日締結）第371条に定める基準額及び第376条に定める支給日を、次のとおり協定する。

1. 基準額

- (1) **基準額は、令和3年6月1日（退職し、又は死亡した組合員については、退職し、又は死亡した日）現在における基本給、管理手当・技術手当・教育手当（以下「管理手当等」という。）、都市手当及び扶養手当の月額合計額（以下「基準額」という。）を2.0倍した額とする。**
ただし、退職又は死亡により、特別昇給又は殉職者、被表彰者の特別措置を受けた組合員については、特別昇給又は殉職者、被表彰者の特別措置を受ける前の額により算定する。
- (2) 令和3年6月1日（退職し、又は死亡した死亡した組合員については、退職し、又は死亡した日）現在、次の各号の事由に該当する者の基礎額については、当該事由がなかったとした場合において、本来受けるべき基本給、管理手当等、都市手当及び扶養手当の合計額による。
ア：病気休職、育児休職、介護休職、待命休職、ニューライフプラン休職、刑事休職、ボランティア休職及び退職前提休職中の組合員
イ：休業及び就業制限中の組合員
ウ：出勤停止中の組合員
エ：減給を受けている組合員

2. 支給日

令和3年6月29日以降準備でき次第とする。

令和3年度のエルダー社員の精勤手当（夏季支給分）の支給に関する協定

エルダー社員の令和3年度の精勤手当（夏季支給分）の支給について、次のとおり協定する。

1. 基準額

- (1) **基準額は、令和3年6月1日（雇用契約を終了した組合員については、雇用契約を終了した日）現在における基本賃金及びエルダー管理手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）を2.0倍した額とする。**
- (2) 令和3年6月1日（雇用契約を終了した組合員については、雇用契約を終了した日）現在、次の各号の事由に該当する者の基礎額については、当該事由がなかったとした場合において、本来受けるべき基本賃金及びエルダー管理手当の合計額による。
ア：育児休職、介護休職中の組合員
イ：休業及び就業制限中の組合員
ウ：出勤停止中の組合員
エ：減給を受けている組合員

2. 支給方法等

支給方法及び具体的取扱いについては、エルダー社員就業規則等の定めによる。

3. 支給日

令和3年6月29日以降準備でき次第とする。

組合員のみが対象となる

協定書の有効性を確認！

交渉において雇用を守ること、

私たちの労働の価値についても確認！